

子どもワクワク食堂実行委員会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、子どもワクワク食堂実行委員会と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、事務所を群馬県安中市松井田町新堀330に置く。

(目的)

第3条 この団体は、孤食を防ぐためのみんなで楽しく食事を囲むことを通して、人と人との繋がりを作り、子育てを担う世代の居場所作りとして「子ども食堂」を開催する。参加者は子育て世代だけでなく、ひとりで食べている大人たち、高齢者の方々も分け隔て無く、集える場所となっていくことを目指す。

子ども食堂を通し、読み聞かせや伝承遊び、スポーツ体験など多様な体験活動も併せて行い、未来の文化的活動の担い手を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一ヶ月に一回、「子ども食堂」を実施。
- (2) 月に1～2回委員会の開催
- (3) 子育てに関するイベント、講演会、研修会の参加や開催は必要に応じて行う。
- (4) 会員相互の情報交換及び交流を目的とする事業
- (5) その他 委員会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会し団体の活動に参加する個人又は団体
- (2) 賛助会員 この団体の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、役員会の議決を経て代表が別に定める入会申込書により代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は書面に代わる電磁的方法によってをもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、役員会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、役員会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、役員会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この団体の会則、規則等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費、寄付その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この団体に次の役員、監事を置く。

- (1) 役員 3人以上5人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 役員のうち、1人を代表、2人を副代表とする。

(選任等)

第13条 役員は役員会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 代表及び副代表は、役員の間で互選とする。
- 3 監事は、役員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 役員は、役員会を構成し、この会則の定め、総会の議決及び役員会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 役員業務の執行状況を監査すること。
 - (2) この団体の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 役員業務の執行の状況又はこの団体の財産の状況について、役員に意見を述べ、又は役員会の招集を請求すること。

(任期)

第15条 役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了したあとの総会において、後任の役員が専任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 3 補欠又は増員により選任された役員は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 役員又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、役員は役員会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、役員会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 18 条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

2 前 2 項に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、代表が別に定める。

第 4 章 総会

(種別)

第 19 条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第 23 条 総会は、第 22 条第 2 項第 3 号の場合を除き代表が招集する。

2 代表は、第 22 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この会則に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 役員又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面、又は書面に代わる電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(正会員の表決権等)

- 第27条 各正会員の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代わる電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号、第48条及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面、又は書面に代わる電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 役員会

(構成)

- 第29条 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

- 第30条 役員会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第31条 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 代表が必要と認めたとき。
 - (2) 役員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請

求があったとき。

(3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 役員会は、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して7日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも役員会の開催の日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 役員会の議長は、代表がこれに当たる。

(定足数)

第34条 役員会は、役員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第35条 役員会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 役員会の議事は、この会則に別に定めるもののほか、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 役員が役員会の目的である事項について提案した場合において、役員の全員が書面、又は書面に代わる電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の役員会の決議があったものとみなす。

(役員の表決権等)

第36条 各役員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した役員は、第34条、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、役員会に出席したものとみなす。
- 4 役員会の議決について、特別の利害関係を有する役員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 役員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、役員全員が書面、又は書面に代わる電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、役員会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 役員会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 役員会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この団体の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(財産の管理)

第39条 この団体の資産は、代表が管理し、その管理方法は、役員会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この団体の会計は、NPO法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この団体の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表が作成し、役員会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、役員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、役員会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この団体の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第48条 この団体が会則を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第 49 条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

2 前項第 1 号の事由によりこの団体が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 50 条 この団体が解散したときに残存する財産は、NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえまたは NPO 法人等の非営利団体のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

第 8 章 雑則

(細則)

第 52 条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、代表がこれを定める。

(禁止行為)

第 53 条 この団体の会員による次の行為を禁止する。

- (1) 会員は、団体の許可無く他の会員に対し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動その他それに類する行為。
- (2) 会員は他の会員に対し、特定の宗教についての入信活動その他これに類する活動。
- (3) 会員は当団体の活動において、特定の政党もしくは候補者を支持する立場から行う選挙活動それに類似する一切の行為。
- (4) 活動を通して知りえた個人情報を漏洩すること。

附 則

1 この会則は、2016年9月団体設立時の規約を変更し、2021年12月20日より施行する。